

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【大学評価・学位授与機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学評価・学位授与機構

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益剰余金については、平成23年4月から、機構が保有する学術総合センターの一部を他法人に提供し、事務所等の集約・共用化を図ったことに伴い、不要物品の売却を行ったため、平成23年度期末決算において、26千円の利益剰余金が発生した。なお、当該利益剰余金については、第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う予定である。 ● 機構は大学等の評価業務を行っており、その実務を担うには、大学等の状況を把握した人材を配置する必要があることから、職員は大半が全国の国立大学等(毎年度、概ね40～50機関から60人程度)からの人事交流者(異動サイクルは2年から3年の短期)であり、異動にあたってはその多くが転居を伴う転勤等をしなければならない職員である。 そのため事務・事業の円滑かつ適切な遂行にあたっては、全国規模での職員異動を伴うため、宿舍提供が必要不可欠である。 なお、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成24年度の入居率は年間平均90.6%であったため、売却等の措置は行わないこととした。
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員宿舍が不要となった場合の納付方法について、整理合理化計画においては売却等の措置を検討するとされているが、具体的な納付方法は、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合に検討する。
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構が保有する実物資産(小平本館、竹橋オフィス、職員宿舍等)及び知的財産は、その必要性について、機構内に設置された自己点検・評価委員会等の場において不断の検討を行い、限られた資産を有効に活用する。

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 海外事務所は保有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 職員研修・宿泊施設は保有していない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 機構が保有する小平本館については、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するために国から出資された資産であり、職員の執務室の他、会議室は業務実施にあたっての会議や研究会、打合せ等に使用しており、業務を円滑に実施するために必要である。 ○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化が図られた。 ● 機構が保有する職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成24年度の入居率は年間平均90.6%であったため、売却等の措置は行わないこととした。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等																					
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。随意契約の状況については、契約監視委員会において競争契約に変更する余地はないか厳格に点検・見直しを行ったことにより、随意契約の件数は、平成23年度6件だったが、平成24年度は4件となるなど、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施した。 ● 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。 ● 入札説明書の交付時に事業者に対して、入札への参加・不参加(不参加の場合はその理由)や改善策等についてのアンケート用紙を配布し、回答データの蓄積をすすめており、応札者の負担軽減のため、平成24年度は入札関係書類の郵送を一部認め、入札者が参加しやすい環境整備に努めた。 <p>【平成23、24年度の状況】 (金額ベース(単位:円))</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>一般競争等</td> <td>198,387千円(88.0%)</td> <td>、競争性のない随意契約</td> <td>27,173千円(12.0%)</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>〃</td> <td>316,347千円(94.1%)</td> <td>、</td> <td>20,011千円(5.9%)</td> </tr> </table> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <table border="0"> <tr> <td>H23年度</td> <td>一般競争等</td> <td>23件(79.3%)</td> <td>、競争性のない随意契約</td> <td>6件(20.7%)</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>〃</td> <td>15件(78.9%)</td> <td>、</td> <td>4件(21.1%)</td> </tr> </table>	H23年度	一般競争等	198,387千円(88.0%)	、競争性のない随意契約	27,173千円(12.0%)	H24年度	〃	316,347千円(94.1%)	、	20,011千円(5.9%)	H23年度	一般競争等	23件(79.3%)	、競争性のない随意契約	6件(20.7%)	H24年度	〃	15件(78.9%)	、	4件(21.1%)
H23年度	一般競争等	198,387千円(88.0%)	、競争性のない随意契約	27,173千円(12.0%)																	
H24年度	〃	316,347千円(94.1%)	、	20,011千円(5.9%)																	
H23年度	一般競争等	23件(79.3%)	、競争性のない随意契約	6件(20.7%)																	
H24年度	〃	15件(78.9%)	、	4件(21.1%)																	
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>																				
② 契約に係る情報の公開																					
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、大学評価・学位授与機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。 																				

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 関連法人なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 西東京地区の国立大学法人等の関係機関において、物品等の共同調達についての検討を行っている。また、竹橋オフィスにおける一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同調達を実施している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 研究開発事業にかかる調達は無い。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 機構の事業は法第2条第4項にいう公共サービスではないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、恒常的なルーチン業務のうち、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するにあたってのデータ入力等の事務補助業務、情報システム管理運用業務、小平本館の施設管理業務及び清掃業務等については、経費削減・効率化の観点から、一般競争入札により業者を選定し、アウトソーシングを行っている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。 ● 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、機構のウェブサイト及び文部科学省のウェブサイトへの掲載、審査基準を競争参加者へ配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。 ● 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 機構の役職員の給与については、平成24年2月、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて給与改定を行うとともに、臨時の減額支給措置を実施している。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 機構の給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成24年度のラスパイレス指数は98.9であり、平成22年度に引き続き国家公務員を下回る給与水準である。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、機構長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、機構ウェブサイトにおいて個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においても、その給与水準の適切性について確認している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じ、その実施にあたっている。 平成24年度の法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、婦人科がん検診、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助等の支出実績がある。また、海外出張においては、極力、安価な格安航空券を手配するなど、海外出張旅費の削減を図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするため、機構内で予算ヒアリングを実施し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても四半期毎に予算の執行状況に関する調査を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 平成23年4月より、監査業務に特化した独立の部署として、理事直轄の監査室を設置した。 (新)監査室 ← (旧)企画監査課 室長1名 課長1名 監査係2名 企画係4名 監査係2名</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 大学機関別認証評価に係る手数料について、民間の認証評価機関とのイコールフットイングを図るとの方針が示されたことを受けて、平成23年度から手数料を段階的に引き上げた。 ○ 省庁大学校修了者への学位授与経費について事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しないこととした。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 協賛等が見込める事業は実施していないが、寄附金募集の案内を機構ウェブサイトへ掲載し、寄附金収入の拡大に努めている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 商標権1件及び著作権(ソフトウェア)6件を保有しているが、全て機構が業務上必要とするものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、第2期中期目標期間(平成21年度～25年度)の3年目である平成24年度に次期中期目標期間に向けた業務のあり方を検討する観点から、外部検証委員会を設置し、当期中期目標期間中の業務の実績についての検証を行うこととしており、この方針に基づいて、期中の3年目に外部検証委員会による検証を実施した。また、大学等評価事業及び学位授与事業において、業務等改善のためのアンケート調査を毎年行うとともに、次期の業務のあり方を検討するためデータを蓄積している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。

No.	33	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 認証評価事業 (大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 民間評価機関による事業の実施に向けて、民間認証評価機関や大学団体等の関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を進めていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学：1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学：基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校：基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円)。 平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットイングを図った。 	措置済み
02 認証評価事業 (専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。	1b	民間評価機関を含む関係者による検討会議「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」を平成23年3月に設置し、検討を進めたところ、平成23年6月に、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を進めていくことが必要との結論を得た。(震災の影響で一時的に中断したため、結論を得る時期が遅れた。)これを受け、法科大学院の認証評価を行う機関(大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構)で構成される法科大学院認証評価機関連絡協議会を平成23年11月10日及び12月26日に開催し、評価にかかるコスト削減、評価人材の育成等、評価機関が抱える具体的課題について評価機関の現状をもとにした意見交換など協議を行っている。	措置済み
03 国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定については、関係評価機関から実現に向けた諸課題が指摘されたことを踏まえ、まずは、連携・共同によるノウハウの共有・蓄積等を通じ、競争的な環境の形成を図るために、認証評価機関と機構との間による「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を平成23年2月に設置した。 これまでに、国立大学法人評価への他の認証評価機関からの参画について、認証評価機関との合意が得られ、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体的な活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間の評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に認証評価に関する資料に基づき評価することを盛り込んだ。今後も、引き続き、認証評価機関との連携・共同を図っていく。 	措置済み
	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し(人員減)等により事業費を縮減する。	2a	業務の効率化、人員削減等の実施・運営体制の見直しにより、事業費の縮減を進めている。(H22年度予算 214,155千円→H23年度予算 67,512千円[対前年度比△146,643千円、△68.5%] → H24年度予算 61,243千円[対前年度比△6,269千円、△9.3%] → H25年度予算 55,789千円[対前年度比△5,454千円、△8.9%])	平成28年度に実施する国立大学法人の第2期中期目標期間の評価の実施にあたり、簡素化・効率化を図り、平成20年度および平成22年度に実施した国立大学法人の第1期中期目標期間の評価と比較して、事業費を縮減する。
04 学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。	1a	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。(H22年度予算 39,631千円(うち運営費交付金7,282千円)→H23年度予算 31,335千円(うち運営費交付金0円)[対前年度比△8,296千円(△20.9%)])	措置済み

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置した。（関係する事業費の削減：平成22年度予算 47,572千円→平成23年度予算 36,940千円[対前年比△10,632千円(△22.3%)]→H24年度予算 35,093千円[対前年度比△1,847千円、△5.0%→H25年度予算 34,591千円[対前年度比△502千円、△1.4%] 	教員及び事務職員が協働した体制を継続しつつ、次期中期目標期間においては、評価事業・学位授与事業に加え、質保証連携事業の継続的な展開のために、各事業の基盤となる調査研究業務を一体的に実施することで、引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06	情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。	1a	平成23年度末に廃止した。（平成23年度予算 20,340千円→平成24年度予算 0千円[対前年度比△20,340千円(△100.0%)]	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	事務所等の見直し	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	国立大学財務・経営センターとともに大学評価・学位授与機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。	措置済み

No.	33	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	【認証評価業務】	○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間であっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成23年12月7日閣議決定）を踏まえ、関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 ・短期大学の認証評価事業については、23年度限りとした。 ・平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた（大学：1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円）。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った（大学：基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校：基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円）。 ・平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットイングを図った。 	措置済み
2	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】	○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体的な活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に、認証評価において活用した資料やデータ等に加え、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用することを盛り込んだ。 	措置済み
3	【学位授与業務】	○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より学位授与申請者に対して課すべき学位審査手数料の大幅な値上げを実施（学士：22千円→25千円、修士：27千円→34千円、博士：60千円→67千円）。 ・単位積み上げ型の学士の学位授与については、国として生涯学習を推進する観点から政策的に一定の国費投入を行っているが、国費負担の減少を図るべく、平成20年度から手数料の値上げを実施するとともに、審査業務の効率化に努め、国費の負担割合を平成18年度の75%から平成24年度の66%まで縮減してきたところである。 ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。（H22年度予算39,631千円（うち運営費交付金7,282千円）→H23年度予算31,335千円（うち運営費交付金0円）[対前年度比△8,296千円(△20.9%)] 	措置済み
4	【調査研究業務】	○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 ・機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置した。（関係する事業費の削減：平成22年度予算47,572千円→平成23年度予算36,940千円[対前年比△10,632千円(△22.3%)]→H24年度予算35,093千円[対前年度比△1,847千円、△5.0%→H25年度予算34,591千円[対前年度比△502千円、△1.4%] 	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	【資産の有効活用】 ○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・小平第二住宅についての平成25年7月1日現在の入居率は94.9%（39戸中37戸入居）となっている。 	今後も5割を下回らない入居率を維持するよう努める。